

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十六) 平十六・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第	号	第	号	第	号	第	号
事業種目		2								
資産区分	種類	3								
	構造、設備の種類又は区分	4								
	細目	5								
	取得年月日	6	平	・	平	・	平	・	平	・
	事業の用に供した年月日	7	平	・	平	・	平	・	平	・
取得価額	取得価額又は製作価額	8								
	法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	9								
	差引改定取得価額(8)-(9)	10								
法人税額の特別控除額の計算	同上の合計額	11								
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12								
	税額控除限度額 $(11)-(12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13								
	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)	14								
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15								
	当期分の特別控除額(13)と(15)のうち少ない金額)	16								
	差引当期税額基準額残額(15)-(16)	17								
	繰越税額控除限度超過額(21)の計)	18								
	同上のうち当期控除額(17)と(18)のうち少ない金額)	19								
	法人税額の特別控除額(16)+(19)	20								
機械設備等の概要										

## 別表六（十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の9第1項又は第2項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)(平成14年改正措置法附則第22条第3項(自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定により適用される場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

  - (1) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度(供用年度)
  - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措置法第42条の9第1項の表の各号の該当号1」の空欄には、その工業用機械等が措置法第42条の9第1項の表の各号のいずれに該当するかを記載します。
- 3 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」、「構造、設備の種類又は区分4」及び「細目5」には、その工業用機械等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで(《圧縮記帳》)の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 6 「差引改定取得価額10」は、その資産が措置法第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる減価償却資産で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、
$$(20\text{億円} \times \frac{(8)-(9)}{(8)-(9)\text{の合計額}})$$
相当額を記載します。
- 7 「当期分11~16」の各欄は、法人が措置法第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる工業用機械等を平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した場合に、その工業用機械等につき、供用年度において同項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 8 「前期繰越分17~19」の各欄は、前期以前において生じた工業用機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の9第2項又は平成14年改正措置法附則第22条第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の適用を受けるときに記載します。
- 9 当期に、工業用機械等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額14」欄から記載を始めます。
- 10 「前期繰越額又は当期税額控除限度額21」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額」の金額を移記し、「当期分」には「13」の金額を記載します。
- 11 「当期控除額等22」の外書には、措置法令第27条の9第10項(連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額)の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 12 「当期控除額等22」の「計」には「19」の金額を記載します。
- 13 「当期控除額等22」の「当期分」には「16」の金額を記載します。
- 14 「機械設備等の概要」には、機械設備等が、措置法第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる工業用機械等に該当することの詳細を記載します。